

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令の概要

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）は、同法附則第一条本文の規定により、公布の日から施行することとされていることから、同法の施行に伴い、災害対策基本法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要がある。

1. 概要

(1) 災害対策基本法施行令の一部改正

① 通信設備の優先利用等

警報等の伝達等のほか、避難のための立退きを指示する場合等において、電気通信設備を優先的に利用等し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ事業者と協議して定めた手続により、これを行わなければならないものとする。併せて、インターネットを利用した情報の提供を行う事業活動の内容について定めるものとする。

② 指定行政機関の長等による応急措置の代行の手続

市町村長の事務を代行する指定行政機関の長等は、当該市町村がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないものとするなど、指定行政機関の長等による応急措置の代行の手続について定めるものとする。

③ 埋葬及び火葬の手続の特例

厚生労働大臣は、指定した地域において死亡した者の死体に係る墓地埋葬法の規定による埋葬及び火葬の許可について、死亡届等を受理した市町村長以外の現に存する地の市町村長等が行うことができるものとし、さらに特に緊急の必要があると認めるときは、埋葬及び火葬の許可を要しないものとするなど、墓地埋葬法の規定による埋葬及び火葬の許可等についての手続の特例を定めるものとする。

④ 広域一時滞在の協議等の代行の手続

市町村長又は都道府県知事の手続を代行した内閣総理大臣は、当該市町村又は都道府県がその大部分の事務を行うことができることとなったと認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長又は都道府県知事に引き継がなければならないものとするなど、内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続について定めるものとする。

⑤ 財政金融措置

著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における起債の発行対象団体は、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体とするなど、法第百二条に規定する起債の特例の手続等について定めるものとする。

⑥ その他所要の改正を行うものとする。

(2) その他関係政令の一部改正

- その他関係政令（被災者生活再建支援法施行令等）に条項ズレが生じることから、所要の形式改正を行うものとする。

(3) 施行期日

- この政令は、公布の日から施行するものとする。

2. 閣議決定

平成25年6月18日